

## 令和元年度（2019年度）事業報告

公益財団法人マラッカ海峡協議会（以下「当協議会」）の業務は、外国政府との協力の枠組みの中で、長年の歴史を踏まえて実施しているものであることから、本事業報告においては、まず、Ⅰ当協議会が関わる国際協力の枠組みを説明し、そのうえで、Ⅱ当該年度の事業報告の説明を行う。

### Ⅰ マラッカ・シンガポール海峡における航行安全・海洋環境保全の国際協力業務の枠組み

当協議会は、1969年の設立以来50年に亘り、マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」）における航行安全・海洋環境保全事業をインドネシア、マレーシア及びシンガポール（以下「沿岸三国」）に協力して、遂行してきた。

これらの事業は、約1000キロに及ぶ同海峡の中で、浅瀬が多く複雑な潮汐潮流により大型船舶の航行安全が重要な課題となっている海峡東側半分の約500キロに及ぶ海域（現在は、分離通行帯（TSS：Traffic Separation Scheme）が整備されている）に関わるものであるが、事業遂行に当たっては、当該海域を領海とする沿岸三国をはじめ、関係者との合意が不可欠であるため、下記1～4のような国際会議の枠組み及びその他非公式な二国間協議の中で、当協議会が各種意見調整に参加しながら進めてきている。

#### 1 沿岸3国技術専門家会議（TTEG：Tripartite Technical Experts Group）

1975年、沿岸三国の領海であるマ・シ海峡の航行安全施策の沿岸三国間の意思統一機関として、沿岸三国の海事担当局長を構成員として設けられた。TTEGはマ・シ海峡航行安全等に関わる全ての情報共有、諸施策、事業の最高意思決定機関であり、以下に記述する全ての会議体等も、TTEGが統率している。TTEGは毎年一回（秋）、沿岸三国持ち回りで開催されている。

当協議会は、当初から沿岸三国以外で唯一のオブザーバーメンバーとして、TTEGに参加し、各種事業の調整に参画している。

#### 2 協力メカニズム（CF：Cooperative Mechanism）

国際海峡における沿岸国と利用国の協力関係を規定した国連海洋法条約第43条の精神に則り、マ・シ海峡の航行安全、海洋環境保全に関する利用

国の協力の枠組みを構築するため、2005 年以降 3 回に亘る沿岸三国での IMO（国際海事機関）会議を経て、2008 年に沿岸国と利用国との「協カメカニズム」が合意され、発足した。

「協カメカニズム」は、「協カフォーラム」、「プロジェクト調整委員会」及び「航行援助施設基金」、の三つの柱により構成されている。

これにより、それまで日本だけが協力してきたマ・シ海峡の航行安全・環境保全の国際協カに、他の利用国等も自主的に参加する形となった。

この協カメカニズムは、上記「沿岸三国技術専門家会議（TTEG）」の統率下にある。

### **（1）協カフォーラム（CF: Cooperation Forum）**

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全等について、海峡利用国、学識経験者等が自由に意見交換や提案を行える場として年 1 回毎年秋に沿岸三国持ち回りで開催されている。CF は、意思決定機関ではないが、有益な提案等で利用国からの協カが得られるものについては、TTEG で「海峡プロジェクト」として採択され、実施されていくこととなる。

### **（2）プロジェクト調整委員会（PCC: Project Coordination Committee）**

CF で提案され、TTEG で承認された「海峡プロジェクト」の進捗管理を行う会議で、沿岸三国とプロジェクト協カ参加者の構成で年 1 回秋に CF に続いて開催される。

2019 年までに 13 件のプロジェクトが承認され、そのうち 11 件が終了している。他の 2 件の内、「海峡プロジェクト 5」は、「航行援助施設の維持管理・更新」という継続事業であり、この支援のために設けられたのが、下記の（3）航行援助施設基金（ANF）である。

### **（3）航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund）**

マ・シ海峡の航行援助施設は、全て沿岸三国の領海内にあり、その整備、維持、管理は三国各国の責任であるが、国際海峡の航行安全には、海峡利用国も協カすべしとの国連海洋法条約第 43 条の精神に則り、マ・シ海峡利用国等が航行援助施設の維持管理・更新に関わる費用分担を行うため、利用国等が拠出する協カ金の受け皿としてこの基金が設立された。

この基金の運用、管理のため、沿岸三国と基金への拠出者を構成員とする「航行援助施設基金委員会」が、毎年 2 回、春と秋に当該年度の事務局となった沿岸国で開催されている。

### 3 油濁防除回転基金委員会 (RFC: Revolving Fund Committee)

1975年、マ・シ海峡でのタンカー祥和丸の座礁事故により、3000トンの原油流出による海洋環境汚染があり、沿岸国から日本に対する航行規制等の厳しい批判が起きた。

これを契機として、1981年、マ・シ海峡における船舶事故による流出油の沿岸三国による初期回収等費用を即時支弁できるよう、当協議会から4億円(180万米ドル、当時220円/米ドル 日本財団3億円、日本船主協会5000万円、石油連盟5000万円)を拠出して「油濁防除回転基金」を設立し、沿岸三国(前記1のTTEG)に管理を委ねた。

このため、TTEGに油濁防除回転基金委員会(RFC)が設置され、毎年開催されるRFCには、当協議会は沿岸三国以外に唯一のオブザーバーとして、適切な管理運用について検討に参加している。

回転基金は、設立後2回の大規模な船舶油流出事故の際に利用されたが、最近では、大きな事故もないため、基金の運用益で油濁防除に関する人材育成等の事業を行っている。

### 4 その他の会議

必要の都度、TTEGに沿岸三国を構成員とするワーキンググループ(WG)が設けられる。現在、下記3つのWGがある。

- (1) 海上電子ハイウェイワーキンググループ  
(Marine Electronic Highway Working Group : MEHWG)
- (2) 海洋環境保全ワーキンググループ  
(Marine Environmental Protection Working Group)
- (3) 任意水先制度ワーキンググループ  
(Voluntary Pilotage Service Working Group)

現在、当協議会が参加しているのは、水路測量事業と関係する「海上電子ハイウェイワーキンググループ(MEHWG)」のみである。海上電子ハイウェイとは、マ・シ海峡の分離通航帯をハイウェイに見立てて、電子海図に表された水深や航行援助施設、潮汐潮流状況、海上交通センター(Vessel Traffic Service Center)からの情報等の情報を総合的に判断して、安全航行のE-Navigationの適切な活用を図ろうとするものである。

## Ⅱ 令和元年度の事業

令和元年度（2019年度）は、以下の事業を実施し、概ね事業計画通りに遂行された。

しかしながら、2020年に入り新型コロナウイルスの世界的感染拡大が始まったため、当該年度の終盤（2020年2月、3月）に予定されていた事業の一部が、海外出張の自粛や国際会議の延期により、十分に実施できなかった。

また、2019年度は、当協議会の設立50周年の節目の年に当たることから、5に述べる「マラッカ海峡協議会設立50年事業」を、当年度限りの事業として実施した。

### 1 マ・シ海峡航行援助施設の維持管理のための協力事業

当協議会は、一般社団法人日本船主協会（以下「日本船主協会」）はじめ石油連盟等のエネルギー関連業界からの事業分担金、航行援助施設基金からの受託金、国土交通省事業受託事業者からの事業の一部受託金等により、上記Ⅰの枠組みに基づき、以下の協力事業を実施した。

#### （1）航行援助施設整備基金（ANF）への資金拠出

（説明）

当協議会は、2009年から2013年までは、毎年50万米ドル、2014年は30万米ドル、2015年からは、基金積立額や他の拠出国の動向等を総合的に勘案して、毎年10万米ドル拠出してきている。

（2019年度）

ANFに10万米ドルの拠出を行った。

#### （2）航行援助施設維持管理状況の監査業務

（説明）

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から、沿岸三国による航行援助施設の維持管理が適切に行われているかを確認する業務監査機関に指定されている。

そのため、沿岸国が行う航行援助施設の点検作業船に当協議会職員を派遣同乗させ、作業の立会確認を行い、その履行状況チェックしている。

立会監査結果は、改善勧告等を含めて業務監査報告書として纏め、毎年2回の基金委員会に提出、報告している。

(2019 年度)

① 立会監査業務

菅田技術課長補佐が次の通り実施した。

○マレーシアが管理する 18 基

第 1 回目 4 月 9 日～4 月 18 日

第 2 回目 10 月 8 日～10 月 17 日

○インドネシアが管理する 28 基

第 1 回目 6 月 28 日～7 月 22 日

第 2 回目 11 月 8 日～12 月 2 日

○シンガポールが管理する 3 基

第 1 回目 6 月 24 日～6 月 26 日

第 2 回目 12 月 16 日～12 月 18 日

② 監査報告、改善勧告

2018 年度の 1 年間の監査報告及び改善勧告を、2019 年 4 月の第 22 回基金委員会に加藤専務理事が提出・報告を行った。

また、9 月の第 23 回基金委員会には、2019 年前半の監査業務の中間報告を加藤専務理事が行った。

(3) 航行援助施設維持管理業務の技術協力

(説明)

インドネシア及びマレーシアの海事当局の要請を受けて、上記(2)の立会監査業務と並行して、両国の現場担当職員に対して、航行援助施設維持管理業務の現場における作業要領や機器の修理等の技術指導、技術協力を行っている。

(2019 年度)

この技術協力については、監査担当の菅田技術課長補佐に加え、民間会社の航路標識技術専門員を委嘱して同行させた。

2019 年度は、点検作業に従事するインドネシア政府職員 26 名、マレーシア政府職員 24 名(いずれも延人数)に対して、作業現場で指導、技術協力をを行った。

(4) 航行援助施設代替のための現地事前調査

(説明)

国土交通省は、マ・シ海峡の航行援助施設の更新に関して、2010 年以降、

「航行援助施設更新事前調査事業」を実施している。

当協議会は同事業を受託した調査機関からの委託を受け、毎年、同事業の現地での各種調整を行っている。

(2019年度)

国土交通省は、2019年度にはこれまでの事前調査に含まれていなかったマレーシアの12基の航行援助施設の劣化状態の調査を行った。

当協議会は、調査業務を受託した民間調査会社から業務の一部の委託を受け、マレーシア側との各種事前調整のために2019年11月19日～21日の間、現地での調査業務のために2020年1月13日～1月26日の間、マレーシアに佐々木技術アドバイザーを派遣し協力した。

## (5) 航行援助施設の維持管理に関わる人材育成事業

(説明)

国土交通省は、マ・シ海峡の航行援助施設の維持管理能力の向上、最新技術情報の理解を目的として、2012年以降、ポートクランのマレーシア運輸省研修施設で沿岸三国から毎年5名ずつの実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。

当協議会は同事業を受託した調査機関からの委託を受け、毎年、同事業の現地での各種調整及び講師の派遣をしている。

(2019年度)

2020年2月下旬からマレーシアに佐々木技術アドバイザー及び菅田技術課長補佐を派遣する準備をしていたが、同時期に新型コロナウイルス感染拡大が始まり、シンガポールが不参加を表明したこと、各諸国際会議の延期連絡が入ったこと等の各国対応の展開と今後の沿岸国との関係を総合的に勘案し、当協議会としては急遽講師の派遣を取り止め、代わりに講義予定資料の提供を行った。

## (6) 航行援助施設基金（ANF）委員会関係業務

(説明)

当協議会は、航行援助施設基金委員会の正式メンバーであり、年2回開催される本委員会に出席し、下記業務を行っている。

- ① 航行援助施設の更新・維持管理事業計画と基金を活用した諸事業の予算計画の承認、前年度の事業報告と決算報告の承認、会計監査報告の確認
- ② 当該年度における当協議会から基金への拠出予定額の表明

- ③ 当協議会が基金委員会から委託されている航行援助施設維持管理業務の業務監査報告、改善点の勧告
  - ④ 航行援助施設の更新・維持管理業務が円滑に実施されるような意見の具申・交換等、その他関連情報収集
- (なお、上記(4)及び(5)の実施結果報告は、国土交通省が行っている)

(2019年度)

① 第22回基金委員会

2019年4月25日～26日、マレーシアのクアラルンプールで開催  
当協議会から加藤専務理事、大森理事(日本船主協会常務理事)、  
角事務局長が出席。

② 第23回基金委員会

2019年9月26日～27日、マレーシアのクチンで開催  
当協議会から加藤専務理事、佐々木技術アドバイザーが出席。

## 2 マ・シ海峡航路の電子海図更新のための第三次共同水路測量事業

(説明)

マ・シ海峡は、浅瀬が多く、潮流等による海底地形変化(サンドウエーブによる)もあるため、航行の安全確保のために過去に2度の日本の協力による大規模共同水路測量、海図改訂が行われた。

今回は、前回の測量時(1996年～1998年)から15年以上を経て海底地形の変化がみられること、測量技術の進歩からより正確な電子海図作成が可能となったことから、日本側の協力で沿岸三国と共同で実施する3度目の共同水路測量であり、フェーズ1事業、フェーズ2事業の2段階に分けて実施してきている。

○フェーズ1事業；2015年～16年、緊急に測量が必要な5海域

日本船主協会、日本水路協会及び当協議会の資金支援と日本水路協会及び当協議会の技術支援(専門家の測量船への派遣)により実施し、この成果を元にして2016年に電子海図の更新が図られた。

○フェーズ2事業：2017年～20年、500Kmに及ぶ分離通航帯の水深30m以浅の海域(全分離通行帯面積の約1/3の海域の水深測量)

マ・シ海峡の航行安全は、広くASEAN各国の経済発展に資することから、フェーズ2事業は、日本ASEAN統合基金(JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund)からの資金(予算枠10億円)支援を得ている。

ASEAN本部のJAIF事務局及び沿岸三国の依頼により、当協議会がこの資金の管理を含め、事業全体の進捗管理を担っている。

本水路測量は沿岸三国領海内であること、三国間の領海未決着海域があることなどから、当協議会が間に入って協議を重ね、2017年10月に、沿岸3国と当協議会との間のMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）の署名が行われ、2018年3月、シンガポール海域から実測量が開始された。

実際の測量業務は、公募手続きを経て、日本の測量会社が実施している。測量は沿岸三国の領海内での作業となることから、沿岸三国政府職員も常時オブザーバーとして測量船に同乗するとともに、当協議会から委託を受けて、適宜、日本水路協会の技術者もオブザーバーとして乗船している。

#### （2019年度）

下記のとおり、実際の測量の進捗確認と並行して、随時発生する諸問題対応等のため、関係国、担当者等との詳細調整、確認、会議参加を行った。

#### （1）実測量（2019年暦年ベース報告）

- ① インドネシア海域及び共同水路測量海域の測量
  - ・ 期間：2019年1月20日～8月31日：223日：960時間
  - ・ 測量線延長：10,120km
  - ・ 測量面積：745 km<sup>2</sup>
- ② 験潮（測量期間中）
  - ・ インドネシア：3か所
  - ・ マレーシア：4か所
  - ・ シンガポール：4か所

#### （2）関係国等との細部調整、中間確認作業

2019年度は、2019年のインドネシア海域及び共同測量海域での測量進捗管理と2020年測量対象のマレーシア北部海域の測量準備のため、国内での国土交通省、海上保安庁、日本水路協会及び測量会社との毎月の定期会議に加え、次の国際会議等を行った。

- ① インドネシア及びシンガポールとの測量船に関わる各種調整  
2019年5月21日～25日 於：ジャカルタ、シンガポール  
当協議会出席者：角事務局長
- ② 海上電子ハイウェイワーキンググループ中間会議及び第7回水路測量技術ワーキンググループ会議  
2019年8月22日～23日 於：バタム（インドネシア）  
当協議会出席者：角事務局長
- ③ 第2回測量データ品質保証管理会議  
2019年11月6日～7日 於：川越

当協議会出席者：加藤専務理事、角事務局長、  
佐々木技術アドバイザー

#### ④ 第4回作業管理委員会

2019年12月3日～4日 於：ペナン（マレーシア）

当協議会出席者：加藤専務理事、角事務局長、菅田技術課長補佐

これらの調整と準備を経て、2020年1月27日から4月30日までの予定で、2020年測量対象であるマレーシアの領海の測量を開始した。

しかしながら3月に入り、新型コロナウイルスのマレーシア国内における感染拡大に対応して同国内での移動規制等が開始されることに伴い、3月18日の測量を最後に作業の中断を余儀なくされたため、測量作業に従事していた日本人関係者を急遽帰国させた。

中断時における2020年の測量進捗率は62%で、2018年、2019年に実施した測量対象海域を合せると、全測量対象海域面積の93%の測量が終了しており、全測量完了まで約40日残っている。

これに伴い今後の対応につき、国土交通省、日本水路協会、測量会社である朝日航洋（株）と協議するとともに、沿岸三国とメールにより意見交換を行い、とりあえず2020年6月末までの中断で了解を得たが、感染状況により更なる中断期間の延長もあり、本事業の完了時期は未定である。

### 3 海峡プロジェクト13の調査研究事業

（説明）

シンガポール沖合での分離通行帯（TSS）の通航方法に関する日本船主協会からの要望を受け、当協議会が沿岸三国に提案していた調査（シンガポール海峡における追い越し禁止区域及び速度制限の設定可能性）が、2015年10月のTTEGで「海峡プロジェクト13」として承認され、以来シンガポールと共同して調査研究を行ってきた。

シンガポール政府から提供されたシンガポール海峡通航船舶のAIS（船舶位置情報）データを基に、当協議会から日本の調査会社に委託したシミュレーションモデルを活用し、2度にわたる衝突リスク回避分析等を行った。

また同海域のTSSを深喫水船舶のための深喫水航路（Deep Water Lane）と一般船舶のための浅喫水航路（Shallow Water Lane）に分けて、一般船舶は深喫水航路を通航しないとした場合の衝突リスクの分析を行い、その結果をこれまでのプロジェクト調整委員会で中間報告してきた。

分析結果によれば追い越し禁止海域の設定は、船舶衝突等のリスク回避に一定の効果は認められることが明らかになった。

他方、実際の規制導入となると、IMOでの各種手続きが必要となり、

そのための経済評価分析に要する時間、費用、関係者の同意形成等の課題も考慮しなくてはならない。

そのような状況を踏まえて、共同実施国であるシンガポールと最終報告の取りまとめ方につき協議を行ってきた。

(2019年度)

プロジェクト 13 の共同実施国であるシンガポールをはじめ、インドネシアとマレーシアとも事前協議を行い、最終的には、追い越し禁止海域の規制設定につき IMO による制度化は沿岸国の判断に委ねることとし、当面は関係船社への同海域での追い越し禁止等を含む航行安全注意喚起を強化していくこととした。

そのような結論につき、2019年9月末から10月初めにインドネシアのスマランで開催された第12回協力フォーラム及び第12回PCCにおいて最終報告を行い、同プロジェクトの終了の承認を得た。

#### 4 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関わる国際会議

##### (1) 第12回協力フォーラム (CF: Cooperation Forum)

開催日：2019年9月30日～10月1日

開催場所：スマラン（インドネシア）

当協議会出席者：宮崎理事長、加藤専務理事、角事務局長、  
佐々木技術アドバイザー

当協議会関係内容：

- i) 当協議会の過去50年にわたる協力に対して、沿岸三国を代表してインドネシア運輸大臣から、宮崎理事長に記念のプレートが授与され、宮崎理事長より答礼のスピーチを行った。
- ii) 加藤専務理事による当協議会の過去50年の活動内容報告。
- iii) 角事務局長より当協議会が行ったプロジェクト13の報告。

##### (2) 第44回沿岸3国技術専門家会議 (TTEG: Tripartite Technical Experts Group meeting。海事局長クラスの会議)

開催日：2019年10月2日～3日

開催場所：スマラン（インドネシア）

当協議会参加者：大森理事（船主協会常務理事）、角事務局長

当協議会関係内容：

当協議会と沿岸3国が共同で実施している水路測量調査の進捗状況につき、シンガポールから報告。その他情報収集等。

### (3) 第12回プロジェクト調整委員会 (PCC: Project Coordination Committee)

開催日：2019年10月3日～4日

開催場所：スマラン（インドネシア）

当協議会出席者：大森理事（船主協会常務理事）、角事務局長

当協議会関係内容：

大森理事よりプロジェクト13の最終報告を行い、同プロジェクトの終了が承認された。

### (4) 第38回油濁防除回転基金委員会 (Revolving Fund Committee)

開催日：2019年8月7日

開催場所：ペナン（マレーシア）

当協議会出席者：加藤専務理事、角事務局長

当協議会関係内容：

第38回RFCにおいては2018年度の事業報告・会計監査報告がなされると共に2019年度の事業計画・予算の審議が行なわれ、当協議会からもその用途について適宜意見を述べた。

## 5 マラッカ海峡協議会設立50年事業

### (1) マラッカ海峡協議会50年史の編纂

(説明)

当協議会は1969年に設立されて、50年を経過したため、資料を整理するとともに、これまでの事業の背景、内容を、今後の日本及び沿岸三国等の業務関係者の参考に供するため、「マラッカ海峡協議会50年史(英語版、日本語版、DVD版)」を編纂することとした。

そのために、編纂事業者との間で2018年12月26日に業務委託契約を締結し、定期的に製作会議を行うとともに、当協議会職員が分担して執筆を行い、2019年度に刊行した。

(2019年度)

2019年9月末に「英語版」を刊行し、10月の第12回協カフォーラムで、各国関係者に配布した。

2019年11月に「日本語版」を刊行し、英語版と共に日本側関係先に夫々約200部配布した。

2020年2月に「DVD版」を作成し、下記セミナー及びレセプションにおいて上映した。

## (2) マラッカ海峡国際協力50周年記念セミナー・レセプションの開催

(説明)

設立50周年を機に、当協議会のマラッカ・シンガポール海峡での国際協力活動を広く関係者、一般に周知するとともに、支援者への感謝の意を表すため、2020年2月12日に、セミナー及びレセプションを開催した。

セミナーは、国土交通省の後援、日本船主協会の協賛を得た。

### ① セミナーの概要(16:00~17:30)

場 所： 東海大学校友会館(朝日、東海、三保の間)

参加者： 123名

講 演： ○ マ・シ海峡の国際法的な位置づけ  
(河野真理子 早稲田大学法学学術院教授)

○ マラッカ海峡における安全対策について  
(大森彰 日本船主協会常務理事)

○ 沿岸3カ国との50年間の協力  
(加藤英一 マラッカ海峡協議会専務理事)

### ② レセプションの概要(18:00~20:00)

場 所： 東海大学校友会館(阿蘇の間)

参加者： 128名

来 賓： 国土交通副大臣 青木一彦様  
日本財団理事長 尾形武寿様  
日本船主協会会長 内藤忠顕様

## Ⅲ 理事会・評議員会の開催

### 1 理事会

2019年度は、次の通り計4回の理事会が開催された。

#### (1) 第1回理事会 2019年6月10日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学交友会館会議室

決議事項 平成30年度事業報告及び決算報告、第1回評議員会招集の件

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第22回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業の進捗状況

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 5 名、監事 2 名出席

(2) 第 2 回理事会 2019 年 10 月 1 日 (書面表決)

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 第 2 回評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 第 3 回理事会 2019 年 11 月 13 日

開催場所 海運ビル 3 階会議室

決議事項 2019 年度収支予算の補正、第 3 回評議員会召集の件

報告事項 第 23 回航行援助施設基金委員会概要、第 12 回協力フォーラム、第 44 回沿岸三国技術専門家会合及び第 12 回プロジェクト調整委員会概要、第 38 回油濁防除回転基金委員会概要、共同水路測量事業の進捗状況、基本財産構成内容の変更、マラッカ海峡協議会 50 年史の刊行

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 2 名出席

(4) 第 4 回理事会 2020 年 3 月 9 日 (書面表決)

開催方法 決議の省略の方法 (新型コロナウイルス感染防止対応)

決議事項 令和 2 年度事業計画及び収支予算、決議の省略のための第 3 回評議員会の招集、令和 2 年度第 1 回評議員会招集の件

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、共同水路測量事業の進捗状況、「マラッカ海峡国際協力 50 周年記念セミナー及びレセプション」の結果報告

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

## 2 評議員会

2019 年度は、次の通り計 3 回の評議員会が開催された。

(1) 第 1 回評議員会 2019 年 6 月 24 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室

決議事項 平成 30 年度事業報告及び決算報告、評議員の選任

報告事項 第 22 回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業の進捗状況

出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 4 名、理事 2 名、監事 2 名出席

(2) 第 2 回評議員会 2019 年 11 月 13 日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 2019 年度収支予算の補正

報告事項 第 23 回航行援助施設基金委員会概要、第 12 回協力フォーラム、第 44 回沿岸三国技術専門家会合及び第 12 回プロジェクト調整委員会概要、第 38 回油濁防除回転基金委員会概要、共同水路測量事業の進捗状況、基本財産構成内容の変更、マラッカ海峡協議会 50 年史の刊行

出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 6 名、理事 2 名、監事 1 名出席

(3) 第 3 回評議員会 2020 年 3 月 16 日（書面表決）

開催方法 決議の省略の方法（新型コロナウイルス感染防止対応）

決議事項 令和 2 年度事業計画及び収支予算

報告事項 共同水路測量事業の進捗状況、「マラッカ海峡国際協力 50 周年記念セミナー及びレセプション」の結果報告

出席等 提案書に対し、評議員 7 名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項及び当協議会定款第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

（以上）